

新たな時代への挑戦

とちぎの通年議会

～議会の活性化・機能強化を図るために～

栃木県議会

■なぜ県議会改革が必要なのか

- ・社会情勢や国と地方との関係の変化に伴い、地方の自主性、自立性の確保など地方議会の果たすべき役割と責任はますます重みを増しています。
- ・また、災害等の突発的事態に対しても、さらに迅速で適切な対応が求められています。
- ・そこで、栃木県議会では通年議会の導入及び常任委員会の改革により、これらの課題に対し積極的に対応していくこととしました。

■通年議会の導入

- ・地方自治法では、議会を開会するには、知事などの首長による招集手続きが必要です。また、議会が閉会中であれば、議決が必要な案件でも、首長が緊急を要すると判断した場合は、専決処分することができます。(地方自治法第179条)
- ・このことは、一方では、二元代表制の一翼を担う地方議会の重要な役割の一つである、首長に対する監視機能が十分に発揮できない可能性を含んでいます。
- ・そのため、平成24年4月から、栃木県議会が全国に先駆けて、会期を概ね1年間とする通年議会を導入し、県政への監視機能の強化を図ることとしました。
- ・なお、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったことから、平成25年4月から、年度を単位とする通年会期制に移行しました。

【招集会議】

県議会議員選挙(一般選挙)後、最初に開く会議で、知事が招集します。招集会議後は、必要に応じ議会が主体的に本会議の開催等を判断します。

【通常会議】

本会議における質疑・質問や、委員会での審議等を集中的に行います。開催時期は、当初予算案の上程時期など議案の提出時期を考慮し、概ね9～10月、11～12月、翌年の2～3月とします。

栃木県の通年議会

【臨時会議】

知事からの要請や災害等の突発事態への対応など、所要の審議が必要とされる場合には、通常会議以外であっても、臨時会議として本会議を柔軟に開催します。

【その他事項】

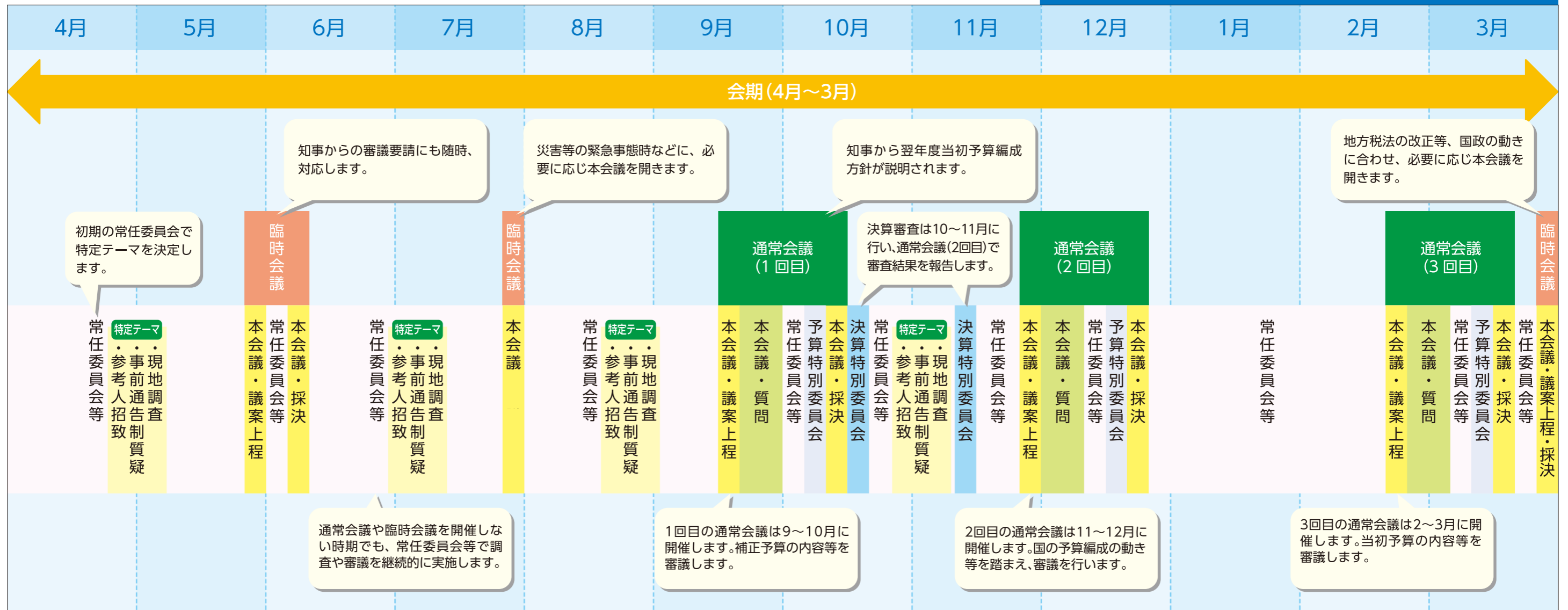
年度の最後に開催される議会運営委員会で翌年度の会期日程を決定します。

通年議会の導入による県政への監視機能の強化

突発的な事態への迅速・適切な対応

- ・通年議会となり、議会が主体となって柔軟に本会議を開催することができるため、県政への監視機能が強化されます。

通年議会の会期イメージ(4月～3月)

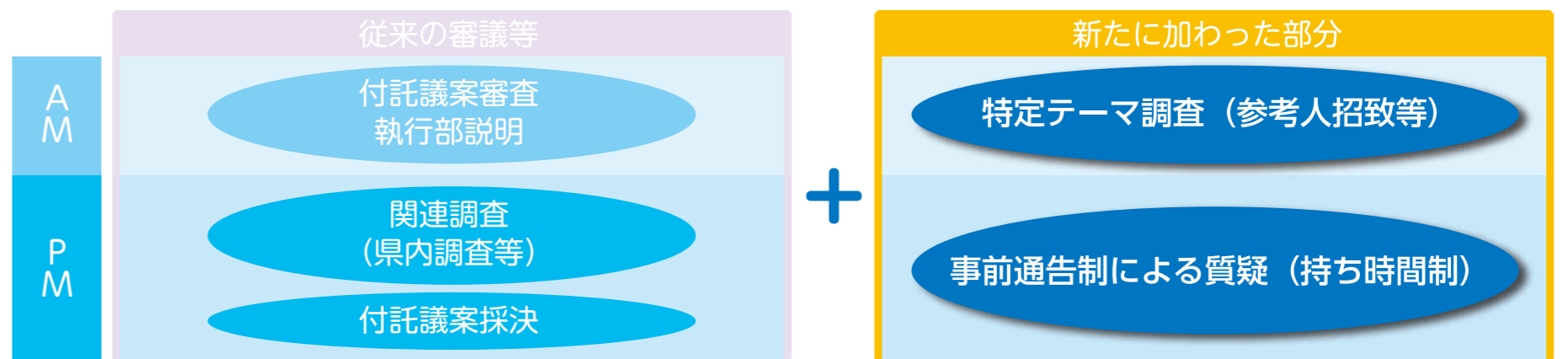


【招集会議の様子】(平成25年4月1日)



審議時間の確保 ～通常会議中の常任委員会開催イメージ～

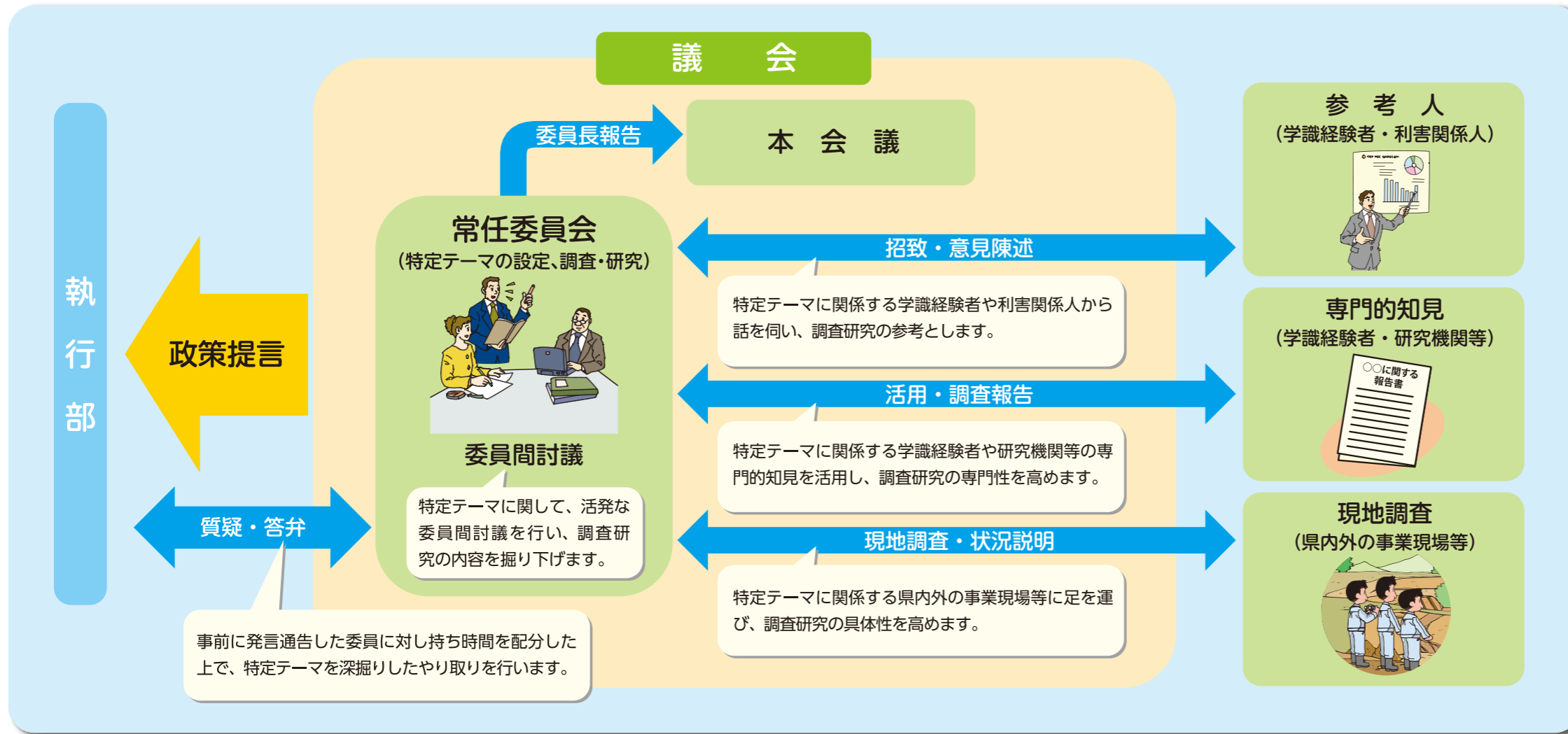
- ・常任委員会は、付託議案の審査等に加え、特定テーマの調査を実施することとし、審議時間の確保を図りました。



常任委員会における政策立案機能の強化

特定テーマを調査・研究し、政策提言

- ・ 特定テーマは、それぞれの常任委員会の所管事項の中から、今日的な課題などを取り上げます。初期の常任委員会でテーマを決定し、調査研究結果は通常会議（2回目）の中で委員長が報告しています。
- ・ 調査研究に当たっては、参考人の招致や現地調査を行うほか、事前通告制による質疑や活発な委員間討議の実施により、深く掘り下げます。調査研究結果には、執行部に対する政策提言も盛り込むことにしています。



傍聴機会の拡大

- ・ 常任委員会を3委員会ずつA、B2つのグループに分け、日をずらして開催することにより、県民の皆様が委員会を傍聴する機会を増やしました。

Aグループ

- ・ 県政経営委員会
- ・ 生活保健福祉委員会
- ・ 農林環境委員会

Bグループ

- ・ 経済企業委員会
- ・ 県土整備委員会
- ・ 文教警察委員会

常任委員会の事前通告制質疑の状況等についてもインターネット配信していますので、ご利用ください。また、本会議や委員会も傍聴できます。皆さん、是非、お気軽に傍聴にいらしてくださいね。

【事前通告制質疑の様子】

執行部に対して事前通告制質疑を行うことで、特定テーマに関する踏み込んだ議論が可能となります。



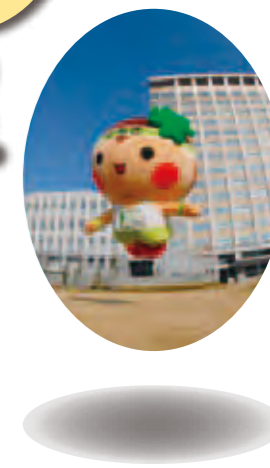
【参考人招致の様子】

参考人から意見を聴取することで、特定テーマをより深く掘り下げて研究することが可能となります。



【現地調査の様子】

現場の状況を確認することで、机上の議論にとどまらず、現場の生の声を議論に反映させることが可能となります。



議会改革

【通年議会の導入】
県政への監視機能の強化



【常任委員会改革】
政策立案機能の充実強化



栃木県民の
負託に応える
開かれた議会

【通年議会の導入】

突発的な事態への迅速・適切な対応

- ・震災や風水害といった大きな災害などの突発的事態が発生した場合にも議会が主体となって本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて議会で速やかに審議することができるようになりました。

【常任委員会改革】

審議時間の確保、傍聴機会の拡大

- ・常任委員会を3委員会ずつA、B2つのグループに分け、日をずらして開催しています。これにより、議員が所属している委員会以外の審議状況を把握できるほか、県民の皆様にとっても、より多くの委員会を傍聴することができるようになりました。

【常任委員会改革】

常任委員会での特定テーマの調査研究

- ・各常任委員会では、政策立案機能を強化するため、付託議案の審査等に加えて、「特定テーマ」の調査研究に取り組んでいます。

■栃木県議会における議会活性化の歩み

本県議会における議会活性化に向けたこれまでの主な取組は次のとおりです。今後も、引き続き栃木県民の負託に応える開かれた議会を目指して、議会活性化に取り組んでいきます。

年	月	項目
平成 11	5	情報公開・議会活性化等検討会を設置
平成 12	3	栃木県議会情報公開条例を制定（平成12年7月施行） 地方分権・議会活性化等検討会を設置
平成 14	9	決算特別委員会を3ヶ月前倒しで設置
平成 15	5	議会活性化検討会を設置
平成 16	3	会議録検索システムを県議会ホームページに新設 議会活性化検討協議会を設置
	4	委員会の会議録を会議録検索システムの閲覧対象に追加 政策立案機能強化のため、議会事務局政策調査課に政策法令担当を設置
	6	本会議の質疑・質問において一問一答方式を導入 対面式演壇の採用 本会議の質疑・質問のテレビ及びインターネット中継開始
	10	決算特別委員会の審査方式を委員会方式に統一
平成 19	5	議会活性化検討会を設置（～平成21年度）
平成 20	6	予算特別委員会を設置
	10	決算特別委員会の部局別調査を常任委員会へ委嘱 予算特別委員会総括質疑のテレビ中継開始
平成 21	10	予算特別委員会総括質疑のインターネット中継開始
平成 23	11	議会あり方検討会を設置（～平成24年度）
平成 24	4	通年議会開始（会期は4月～12月） 常任委員会において特定テーマの調査・研究開始
	7	常任委員会の通告質疑のインターネット配信開始
平成 25	1	通年議会2年目開始（会期は1月～3月）
	4	改正地方自治法に基づく通年会期開始（会期は4月～3月）

栃木県議会事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL 028-623-3753 総務課 総務担当
3702 総務課 秘書担当
3761 議事課 議事担当
3742 政策調査課 政策法令担当
3772 政策調査課 調査広報担当

FAX 028-623-3755

ホームページアドレス

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/p01/kengikai>

栃木県議会

検索

メールアドレス

gikai@pref.tochigi.lg.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています